

小学校学習指導要領の変遷と音楽教育①

～表現・歌唱の観点より一考～

二木秀幸

●はじめに

本学では平成31年度より小学校教諭一種養成課程の設置を予定している。それに伴い、各教科の指導法の授業が新しく開講する。そこで小学校学習指導要領の内容と変遷を改めて読み直し、より効果的な授業プログラムを展開する方法を研究する。現行の学習指導要領、および平成29年3月に公示された新学習指導要領（音楽科）の内容は「A表現」「B鑑賞」及び「共通事項」から成り立っている。今回は「A表現」から歌唱、特に発声の指導方法（声の出し方）に焦点を当てて考えたいと思う。

●小学校学習指導要領の変遷

戦後すぐに試案として作られたが現在のような大臣告示の形で定められたのは昭和33年、ほぼ10年毎に改訂されてきた。

- 昭和22年刊行・昭和26年改訂
- 昭和33～35年改訂
 - 教育課程の基準としての性格の明確化（道徳の時間の新設、系統的な学習を重視、基礎学力の充実、科学技術教育の向上等）
- 昭和43～45年改訂
 - 教育内容の一層の向上（「教育内容の現代化」）（時代の進展に対応した教育内容の導入（算数における集合の導入等））
- 昭和52～53年改訂
 - ゆとりのある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化（各教科等の目標・内容を中核的事項にしぼる）
- 平成元年改訂
 - 社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成（生活科の新設、道徳教育の充実）
- 平成10～11年改訂
 - 基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成（教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設等）
- 平成20～21年改訂
 - 「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス（授業時数の増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入）
- 平成29～31年改訂
 - 子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成、「社会に開かれた教育課程」を重視
 - 現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成
 - 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実、豊かな心や健やかな体を育成

●学習指導要領（音楽科）の変遷

- 昭和33年(1958)告示（第3次学習指導要領）
 - 小・中学校ともに「表現」（歌唱、器楽、創作の3分野）と「鑑賞」の2領域で構成。
 - 世代を超えて歌い継がれる「歌唱共通教材」、「鑑賞共通教材」が示される。
- ※ 学問的な系統性に重きを置きつつ、基礎的な学力を重視したものであった。

- 昭和 43・44 年(1968・1969)告示 (第 4 次学習指導要領)
 - 小・中学校ともに歌唱・器楽・創作・鑑賞の 4 領域に加えて「基礎」領域が示される。
 - 「我が国の音楽」への指導が充実される。
- ※ 学問的系統性が一層重視され、4 領域の基礎的指導の領域として「基礎」が加えられ、音楽的基礎知識(読譜、ソルフェージュ、楽典的な内容等)が重視された。

- 昭和 52 年(1977)告示 (第 5 次学習指導要領)
 - 「音楽を愛好する心情」の育成を重視。
 - 小・中学校ともに「表現」(内容は細分せず)「鑑賞」の 2 領域で構成。小学校の「各学年の目標」は、低・中・高の 2 学年ごとにくくられる。
 - 中学校では、「歌唱共通教材」が「日本歌曲」のみに。第 3 学年に選択教科「音楽」設定。
- ※ 「主題による題材の構成」という考え方が導入され、子どもが技能を習得し、楽曲を上手に仕上げることが目的とされがちだった音楽の授業に、指導計画作成の根底となる題材構成の考え方が示され、指導内容に知識・理解が取り入れられた。

- 平成元年(1989)告示 (第 6 次学習指導要領)
 - 第 5 次を踏襲。「音楽に対する豊かな感性」を培うことを重視。
 - 「創造的な音楽学習」や小・中の連続性を重視。
 - 中学校で第 2 学年・第 3 学年の目標が一つにくくられる。
- ※ 目標では「音楽に対する感性の育成」が強調され、内容では「創造的な音楽学習」が重視された。「つくって表現する」という活動が新設され、「させられる音楽からする音楽へ」という考え方を取り入れ、世界の音楽科教育の潮流をいち早く取り入れたと言える。

- 平成 10 年(1998)告示 (第 7 次学習指導要領)
 - 「音楽を愛好する心情と音楽に対する感性」を重視。
 - 小学校の目標と内容が 2 学年ごとにくくりに。小学校で「歌唱共通教材」の取り上げる曲数を減らすことが可能になり、中学校は設定されず。
 - 「鑑賞共通教材」は小・中学校ともに設定せず。
- ※ 評価内容や方法が確立され、評価の観点を明らかにすることにより「何を学ばせるか」が明確になった。

- 平成 20 年(2008)告示 (第 8 次学習指導要領)
 - 「表現」(歌唱・器楽・創作(音楽づくり))・「鑑賞」の活動別に指導内容が示され、表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容として〔共通事項〕が示される。
 - 創作や鑑賞指導の充実、我が国や郷土の伝統音楽の指導の充実が明確に示される。
 - 歌唱共通教材の取扱いが小学校で増加し、中学校で再び設定される。
- ※ 学力の 3 要素が明確になり、感性を高め、思考・判断し表現する一連の学習過程を重視するようになった。言語活動の充実を図ることが示された。

- 平成 29 年(2017)告示 (第 9 次学習指導要領)
 - 目標・内容構成の改善
 - 児童が教科としての音楽を学ぶ意味を明確化・指導すべき内容を更に明確化
 - 学習内容、学習指導の改善・充実
 - 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化・〔共通事項〕の指導内容の改善・言語活動の充実・「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実

●歌唱(発声)指導の移り変わり

- 明治期
暴音や胸声を避けるような教授法がいくつか示されるものの、教師が実践に移せる状況になく、暴音で歌う児童が多数であった。
- 大正期
叫び声をなくすために声量を減少させ柔らかく軽い「頭声発声」が提唱される。「胸声を強く出さず、弱く柔らかく歌わせることで児童の声に誤りを起こすことが少ない」とされた。
- 昭和期～戦前
昭和7年から始まった「児童歌コンクール」がきっかけとなり、音量のある発想や声量の必要性が認識されるようになる。自然の話し声を基調とした歌声「自然の発声」が示される。
- 戦時中
時代背景の影響で声量への要求が強まり、音楽性や声への配慮はされなくなった。
- 戦後～昭和22年試案
学習指導要領の改訂とともに様々な発声方が試みられる。「自然な発声」が重視される。
- 昭和26年 第2次試案
軽く頭上に抜けるような気持の発声「頭声発声」が示される。
- 昭和33年 第3次学習指導要領～昭和53年 第5次学習指導要領
頭声だけでなく胸声をまぜたものが本来の声とする「頭声的発声」が示される。
- 平成元年 第6次学習指導要領
頭声的発声を中心に、楽曲によっては曲想に応じた発声の仕方を工夫する。
- 平成10年 第7次学習指導要領～平成20年 第8次学習指導要領
頭声的という言い方がなくなり「自然で無理のない声」(児童一人一人の声の持ち味を生かし、児童の声帯に無理のかからない声)で歌うことが再び求められるようになる。

●まとめ

発声方法、発声指導に関する流れをみると「自然な声で歌う」ということが現在求められていると言える。教育現場における歌唱法は、ともすれば、すべての楽曲が同じ声の出し方(歌い方)になってしまう。教師は曲想に応じた発声法を考え、頭声や胸声、ミックスボイス、そして更にはファルセット(裏声)といったあらゆる発声方法で歌唱できることが大切であるといえる。そしてそこには曲想を感じる力ということも併せて重要になってくる。最新の学習指導要領では「正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)」「我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)などの指導の充実」ということが示されている。わらべうた、郷土の音楽(民謡等)となれば更に見合った発声の方法(歌い方)というものも必要になってくるといえる。

参考文献等

- ・今川恭子 監修「音楽を学ぶということ」教育芸術社 (pp.28-29)
- ・文部科学省 HP (教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 学習指導要領「生きる力」 > 新学習指導要領 (本文、解説、資料等) 他)